

水泳活動実施要項

当施設でのプログラムとして、水泳活動を実施する利用団体は、以下の事柄を十分理解して、安全対策に万全を期するとともに、活動の目的達成に努めるものとする。

【活動可能時間】

午前 9:00~11:30 **午後 13:30~16:00**

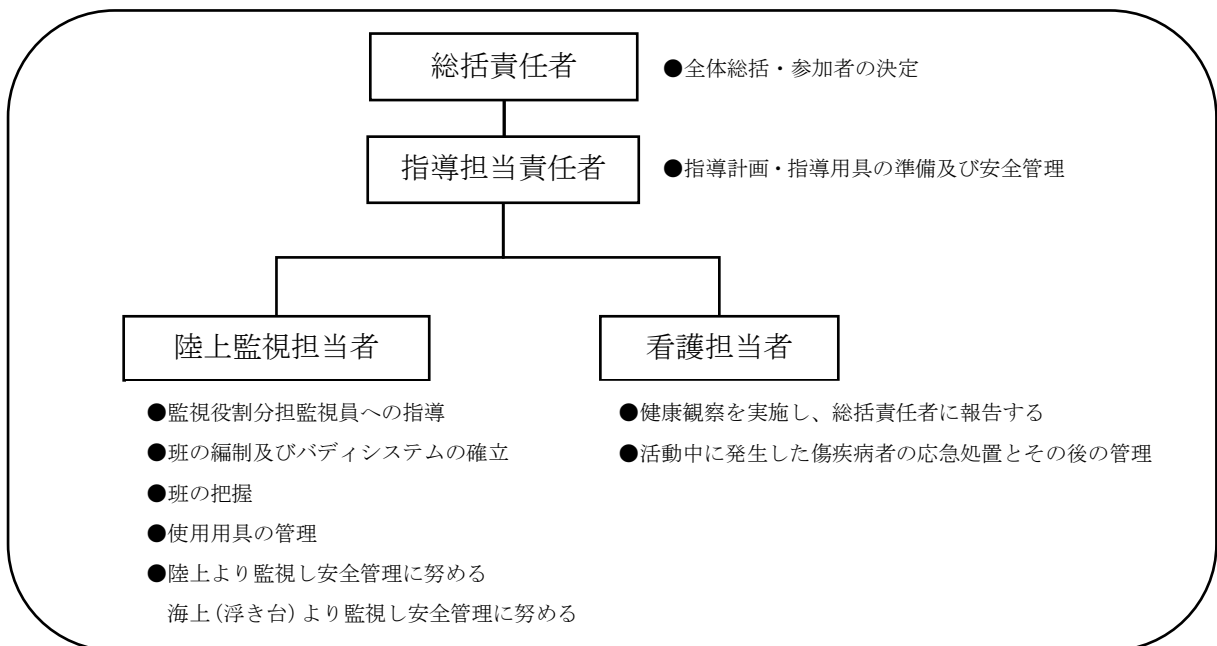
※なお、利用者の事故防止と健康管理のため、1時間に一度（約10分間）の休憩を確保することを推奨する。

1. 基本事項

- (1) 水泳活動の指導と安全管理は、原則として利用団体が行う。
- (2) 利用団体は、水泳活動実施要項と活動資料に基づいて、周到な計画を立てる。
- (3) 利用団体は、実施に当たって事前に事務室に水泳活動計画書を提出し、当所職員と打合せを行う。
- (4) 利用団体は、当所の水泳監視担当者に水泳活動計画書を提出し、その指示に従う。

2. 実施の概要

- (1) 水泳の泳力別におおむね10名程度の班を編制し、班長を決めるとともにその班の中で2~3人のバディシステムを確立する。水泳中はもとより陸上でも常に相手を観察する。
- (2) 体制と役割（学校規模に応じ、以下のような体制の確立を図る）



3. 安全管理

- (1) 健康観察の励行
- (2) 監視体制の確立（事故発生時には、総括責任者は状況を把握し、救助の的確な指示を出す。）
- (3) 水泳活動時間の順守
- (4) 健康管理と安全確保
 - ・水泳活動前には、準備運動をしっかりと行う。
 - ・保温のため、バスタオル・上着等を浜に用意しておく。
 - ・水からあがった際には、ただちにバディで相手の安全を確認する。

4. 緊急時の連絡体制

